

令和6年度青森県西部海区自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認事務取扱要領

1 申請書の提出

- (1) 操業承認申請書は、第1号様式により2部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目1-1青森県庁内）に提出すること。
- (2) 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、提出すること。
- (3) 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。なお、申請に当たっては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に限る。）を添付すること。
- (4) 申請書の提出期限は、令和6年4月20日までとする。

ただし、委員会が事情やむを得ないと認めた者は、この限りではない。

2 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合に、県外者にあつてはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

3 承認証の交付

委員会が承認したときは、第2号様式による承認証を委員会事務局又は所属する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

また、県外者については、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して交付する。

4 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋楼両側面に表示する標識は、第3号様式のとおりとする。

5 承認証の書換え

書換交付の申請書は、第4号様式によるほか、その手続については1から3までの規定を準用する。

6 承認証の再交付

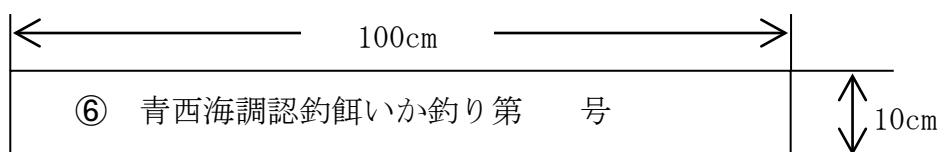
承認証を亡失し、又はき損したときは、第5号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続については1から3までの規定を準用する。

第2号様式

| | | |
|--|--|----|
| <p>自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認証</p> <p>住 所 氏名又は名称</p> | | |
| 承認番号 | 青西海調認釣餌いか釣り第 号 | |
| 操業区域 | | |
| 操業期間 | 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで | |
| 所属港 | 港 | |
| 船 舶 | 船 名 | |
| | 漁船登録番号 | — |
| | 総 ト ン 数 | トン |
| | 推進機関の種類及び馬力数 | 馬力 |
| 制限又は条件 | <ul style="list-style-type: none"> ・採捕したスルメイカは、陸揚げしてはならない。 ・自動いか釣り機の台数は、4台以内とする。ただし、龍飛白神線以東においては、これを使用してはならない。 ・めばる刺網漁業及びさめ刺網漁業の漁具の敷設中は、その漁具から500メートル以上離れて操業しなければならない。 ・夜間操業をしてはならない。(対象船のみ) | |
| 令和 年 月 日 | | |
| 青森県西部海区漁業調整委員長 印 | | |

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第3号様式



注 船橋楼両側面に掲示すること。文字は黒色とする。

第4号様式

自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

令和 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所
氏名

自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 承認番号 青西海調認釣餌いか釣り第 号

2 承認年月日 令和 年 月 日

3 書換えしようとする事項

| 現在の承認内容 | 書換えしようとする内容 |
|---------|-------------|
| | |

4 書換えを必要とする理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

第5号様式

自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

令和 年 月 日

青森県西部海区漁業調整委員会長 殿

住所

氏名

自家用釣餌用いか釣り漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青西海調認釣餌いか釣り第 号
- 2 承認年月日 令和 年 月 日
- 3 亡失（き損）の理由

注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。